

国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程 平成16年4月1日制定</p> <p>第1条～第18条 省略</p> <p>第19条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、電気主任技術者において学長の承認を経て計画的に実施しなければならない。</p> <p>第20条 省略 第21条 省略</p> <p>第22条 電気主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかななければならない。</p> <p>3 電気主任技術者若しくは代務者又は職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受けて適切な応急措置をとらなければならない。</p> <p>4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかななければならない。</p> <p>5 特高遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、別に電気事業者との間に締結するものとする。</p> <p>第23条～第31条 省略</p>	<p>第1条～第18条 省略（現行どおり）</p> <p>第19条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、電気主任技術者において学長の承認を経て計画的に実施しなければならない。</p> <p>第20条 省略（現行どおり） 第21条 省略（現行どおり）</p> <p>第22条 電気主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかななければならない。</p> <p>3 電気主任技術者若しくは代務者又は職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受けて適切な応急措置をとらなければならない。</p> <p>4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかななければならない。</p> <p>5 特高遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、別に電気事業者との間に締結するものとする。</p> <p><u>6 系統連系にかかる電気工作物の運転、保守、運用にあたっては電力会社と協議の上、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。</u></p> <p>第23条 - 第31条 省略（現行どおり）</p>	

<p>附 則 省略</p> <p>別表第 1 小金井地区 省略 府中地区 省略 本部地区 省略</p> <p>別図 省略</p>	<p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p><u>附 則（ 2 2 規程第 3 4 号）</u> <u>この規程は、平成 2 2 年 4 月 5 日から施行する。</u></p> <p>別表第 1 小金井地区 省略（現行どおり） 府中地区 No.1 - No.12 省略（現行どおり） No.13（ 発電所にかかる表を追加。次ページのとおり） No.14 - No.17（ 番号繰り下げ） 本部地区 省略（現行どおり）</p> <p>別図 省略（現行どおり）</p>	
--	---	--

別表第1 巡視，点検，測定及び手入れ基準（府中地区）

点検種別 点検対象機器		点検方法	周期 (週～1か月)	点検項目	点検方法	周期 (6ヵ月～1年)	点検項目	点検方法	周期 (2年～5年)	点検項目
発	太陽電池アレイ	目視	1月	1.本体 ガラスの表面汚損、破損 変色	目視 触手	1年	1.本体 ガラスの表面汚損、破損 変色、汚染箇所の清掃	目視 触手	3年	1.本体 ガラスの表面汚損、破損 変色、汚染箇所の清掃
			1月	2.架台 腐食、錆、損傷		1年	2.架台 腐食、錆、損傷		3年	2.架台 腐食、錆、破損
			1月	3.外部配線（接続ケーブル） 損傷		1年	3.外部配線（接続ケーブル） 損傷		3年	3.外部配線（接続ケーブル） 損傷
電	接続箱	目視	1月	1.本体 腐食、損傷	目視 触手 測定	1年	1.本体 腐食、損傷		3年	1.本体 腐食、損傷
			1月	2.外部配線（接続ケーブル） 損傷		1年	2.外部配線（接続ケーブル） 損傷		3年	2.外部配線（接続ケーブル） 損傷
							3.絶縁抵抗		3年	3.絶縁抵抗
								3年	4.開放電圧	
所	パワーコンディショナ	目視	1月	1.本体 腐食、破損、通気口、異音 異臭、発煙、異常加熱、表示の異常表示、発電状況	目視 触手 測定	1年	1.本体 腐食、破損、通気口、異音 異臭、発煙、異常加熱、表示の異常表示、発電状況		3年	1.本体 腐食、破損、通気口、異音 異臭、発煙、異常加熱、表示の異常表示、発電状況
			1月	2.外部配線（接続ケーブル） 損傷		1年	2.外部配線（接続ケーブル） 損傷		3年	2.外部配線（接続ケーブル） 損傷
						1年	3.絶縁抵抗		3年	3.絶縁抵抗
								3年	4.表示部の動作確認	
								3年	5.投入阻止時限タイマ動作試験	